

## マレーシアにおける原住民族とその疎外政策（1）

ラジェンドラン・ムース・萩原康生\*・田中尚

## Orang Asli and Marginalization in Malaysia (1)

Muthu RAJENDRAN, Yasuo HAGIWARA and Hisashi TANAKA

This paper will focus on the Aborigines or Orang Asli as the most marginalized community in West Malaysia. The paper will be divided into two parts. Part One will deal with the economic issues afflicting the community. Part Two will discuss the social conditions of the community as well as the role of the Department of Aboriginal Affairs (JHEOA) which has been designated as the 'custodian' of the welfare of this community.

Part One will examine issues of land, dispossession, dislocation and deforestation, which had serious implications on the welfare of the Aslian community. This segment of the paper will also highlight the Orang Asli as the most exploited community in the society. It will conclude with an assessment of Regroupment Schemes under the auspices of JHEOA.

### 1. マレーシア半島(西マレーシア)の原住民族とは

マレーシア半島（西マレーシア）の原住民族（以下、原住民族とする）は、マレーシア半島の最初の、そして最も初期からの先住民であったと現在考えられている。原住民族は約2000年前にマレーシア半島の奥地の森に定住していたと一般的に考えられてきている。1954年以前、原住民族は、その地域で差別された地位を表すような、「奴隸」あるいは「召使い」という意味の「Sakai」（マレー語で奴隸という意味）というレッテルを貼られていた。原住民族<sup>1)</sup>という言葉は、1954年の原住民族に対する事務管理部門 [Jabatan Hal Ehwal、以下、事務管理部門（JHEOA）とする] の設置をきっかけにして一般的に用いられるようになった。原住民族は事務管理部門（JHEOA）によって、三つの主要な部族（Senoi族、Proto-Malay族<sup>2)</sup>、そしてNegrito族）に分けられ、それはさらに八つの小さな部族、そしてさらに18もの方言の違いによる小部族

に分類された（表1参照）。原住民族の人口は、1991年の国勢調査によれば、98,494人であった<sup>3)</sup>。これはマレーシア半島の全人口の0.7%にあたる。表1にあるように、なかでもSenoi族が最も大きな原住民族グループ（53,861人）であり、続いてProto-Malay族（41,615人）、Negrito族（3,018人）と続いている。逆に、Kanaq族（64人）、Kensiu族（224人）、そしてKintaq族（235人）のような、方言の違いによる小部族はほとんど絶滅に瀕している。居住地域からみるとPahang州（34,178人）、Perak州（30,841人）、そしてSelangor州（11,084人）が原住民族の多くが居住する州である。1999年現在では、原住民族の人口は約103,000人ほどに増加し、そのほとんどが（91%）、森の中とその周辺で生活しながら、移動農業や狩猟で生計を立て、籠やその他の森の産物を売って収入を得ている<sup>4)</sup>。そして、原住民族の約1%は今も遊牧的な狩猟-収集の生活を行っている。たとえば、その代表的な部族がBateq族である。

\*日本社会事業大学教授

歴史、文化、社会組織、言語構造<sup>5)</sup>、そして地理的に散らばって生活をするといった習慣など、原住民族と言っても様々であるにもかかわらず、彼らは少数者であるということから他のマレーシア人と同じような正当な地位を奪われてきたという点で共通している。原住民族は政府の統計に関する限り存在していない。何故なら、彼らは（マレーシア半島に居住する原住民族）、マレー人、中国人、インド人、そして原住民族として法的に認められ分類されている東マレーシア（ボルネオ島）のSarawak族やSabah族と違って、政治的に認められない原住民族として類型化されているからである。皮肉にも、多民族国家マレーシアでは、マレーシア憲法でマレー系住民をブミプテラ（Bumi-putera：「大地（Soil）の子孫」）として特別な権利が保障されているが、原住民族はマレー系住民や、ボルネオ島に住む東マレーシアのSabah族やSarawak族と違って、経済活動上の特別な地位、教育や雇用に関する権利を与えられていない。

## 2. 貧困

原住民族は疑いもなく、マレーシア半島で最も貧しい民族である。貧困はそのコミュニティ全体に及んでいて（専門的、技術的、管理的労働者と農夫を例外にして<sup>6)</sup>、原住民族のコミュニティのほとんど全員が、マレーシアにおける貧困水準の貧困線以下の生活をしている。1991年—1995年の第6次マレーシア計画のもとで、マレーシア人全体の貧困指数は、1991年の16.5%から1995年には8.9%に減少した。従って、貧困者数も1990年の574,500人から、1995年には37万人に減

少した。そして、地方の貧困者数も、1990年の121,600人から、1995年には69,200人に減少した。第7次マレーシア計画（1996年—2000年）では、貧困者指数はさらに1995年の8.9%から2000年までに5.5%に減少すると見込まれている。そして、その同じ時期に貧困者数は37万人から25万3,000人に減少すると考えられている。

以上の数値は、第6次マレーシア計画の間には、原住民族に対しての貧困化の改善がなされず、一方、他の民族が政府の貧困化改善政策の恩恵に浴してきたということを示している。それはまた、原住民族コミュニティの経済的な地位を引き上げることに関しての事務管理部門（JHEOA）の有効性について、問題を投げかけていることになる。約40年前、1960年の原住民族に対する政策の発表以来、原住民族は変わることのない貧困状態の中で生活し続けてきた。一方、国の貧困指数は1960年代の50%以上から、1995年の8.9%に減少した。

それはまた、1970年代以降、めざましい成長を遂げてきている国家の社会経済的状況の中で、原住民族が周辺に追いやられてきたということに気づき、落胆せざるを得ないことを示している。新経済政策（NEP）の間（1971年—1990年）に、国のGDPは年に平均して6.7%の成長を達成することができ、1991年—1995年の間（第6次マレーシア計画）に、その数値は8.7%に達した。このような大きな経済的拡大に伴って、一人当たりの名目上の所得は、1970年に1,106リンゲット（RM）だったものが、1995年には9,786リンゲットに増加した。消費の面から見ても、一人当たりの所得はめざましいものがあり、1970年には978ドル（US

表1. 原住民族：詳細な方言の違いによるグループ、人口と割合

〈主要グループ〉	〈サブグループ〉	〈方言の違いによる小グループ〉
③Senoi族 53,861人 54.7%	Temiar族、Semai族 他のSenoi族	Temiar族、Semai族、Che Wong族、Jah Hut族 Semoq Beri族、Mah Meri族
④Proto-Malay族 41,615人 42.3%	Jakun族、Temuan族 Semelai族、他のProto-Malay族	Jakun族、Temuan族、Semelai族、Orang Kanaq族 Orang Seletar族、Orang Kuala族
⑤Negrito族（Seman） 3,018人 3.1%	Negrito族	Bateq族、Kensi族、Kintaq族、Jahai族、Lanoh族 Mendriq族
合計：98,494人		

出典：Profile of the Orang Asli in Peninsular Malaysia. Department. of Statistics, Malasia.

\$)だったものが、1995年には9,470ドルに増大した。めざましい持続的な成長率の光のなかで、経済的な進歩と発展は、単なる傍観者と見なされてきた原住民族コミュニティを素通りし、国家の近代化と進歩に向かって突き進んで行った。

### 3. 原住民族に対する政策

原住民族に対する福祉と行政管理は、1954年に、原住民族に対する共産主義者の影響を根絶するために設立された現住民族に対する事務管理部門（JHEOA）<sup>7)</sup>が担ってきた。当時、約2万人の原住民族はマラヤ共産党（MCP）の影響下におかれないと見られていた。そして1960年の共産主義者の反乱の終結により、それ以降は、政府は原住民族の事務管理部門（JHEOA）の目標を、原住民族の福祉の改善と彼らを社会の主流に統合するという目標に変更した。このことは1961年11月11日のマレーシア連邦における原住民族に対する長期行政計画に関する政策声明の中に明確に打ち出されている。この政策では、この国のどの地域においても、等しく原住民族の利益の重要性が規定された。したがって、そのことにより、彼らの社会的、経済的、そして文化的発展を促進し、彼らの制度、習慣、生活様式、そして財産といったものを保護する手段を採用することとされた。この政策においては、原住民族の社会的、経済的、そして文化的発展の促進の目標として、マレーシア社会の主流に同化させることなく、統合することが宣言された。

また、もう一つ政策の中で注目できることは、原住民族の福祉と生活水準の発展に関するあらゆる問題に対して、原住民族とともに「協働していく」という基本原則であった。

さらに政策の宣言のなかでは、土地の使用に関する特別な配慮と、部族における土地の権利に触れていた。そこでは、原住民族は彼らの伝統的な土地から彼らの同意なしで移動させてはならないとされた<sup>8)</sup>。そして、最終的には、この政策によって、原住民族がこれまでの移動農業を改め、定住して農業をすることによって、原住民族のより良い生活のための教育と保健サービスを提供することを目指していた。

この政策声明は、非常に魅力的に見えるけれども、それが実際に実行に移されるか、あるいは単なるレトリックであるかどうかについては、この論文の後半で見て行くことにしたい。そして、これらの政策を実行

していく責任は原住民族の事務管理部門（JHEOA）にまかされていた。この組織・機関（JHEOA）は、原住民族に対するあらゆる政策を実行する責任を持つ、唯一のしかも多様な機能をもつ組織・機関であった。したがって、政府は原住民族に対する唯一の「管理人」として機能する事務管理部門（JHEOA）と、それを統括する（地方振興大臣の元での）連邦部局の手の中に原住民族の将来を委ねた<sup>9)</sup>。

しかし重要なことは、原住民族に対する対応が、マレー系住民に対しての対応とは対照的なことにある。特に、社会的、経済的な保護が政府の総合的な責任で行われたマレー系住民に対しての対応と比べて、原住民族への施策は小規模なものである。経済、教育、社会的サービスの分野において、マレー人の利益を特別に確保するために、國家の資源が、法律体系だけでなく、それを運用する政府部局や機関を含め大規模に動員された。一方、原住民族に対しては、マレー系住民の地域を豊かにし、彼らを教育し、そして支援するために、政府が設立したマレー系住民の保護のための公社（Majilis Amanah Rakyat、以下MARAとする）を、原住民族に適用させようとさえ考えなかった。MARAは商業や産業を活性化させるうえでのより進歩的な役割を果たすように、マレー系住民を支援する重要な原動力であった。また、高校、大学レベルの教育を必要とした数万人のマレー系住民の学生に教育の機会を与えた。この点に関して原住民族は、社会・経済的な地位を高めるような大規模な政府の投資を享受することができたマレー系住民と比べて、「不十分な対応」しかなされていない。

事務管理部門（JHEOA）は原住民族の地域社会をマレーシアの主流社会に統合するために、10の戦略を発表した。これらの戦略のいくつかは、伝統的な原住民族の村と原住民族が維持してきたものを再構築するものであり、原住民族の土地を開拓させる手段として民営化を導入するなど、原住民族の地域を再建しようとするものであった。しかし、そのため原住民族の地域に設立された「成長センター（地域開拓が進むと見込まれる地域に設立される地域開拓の拠点）」の構想は一方的で、現実の原住民族の生活からかけ離れているように見える。原住民族に対する集団的な土地計画の開始、再集団移住計画の策定、貧困の撲滅、現代的な農業方法の導入、教育や保健機構の改革、そして文化や芸術に関する原住民族の活動を促進することが、

これらの戦略に含まれていた。これらの戦略は、紙の上では魅力的ではあるけれども疑問が残る。それは「事務管理部門（JHEOA）はこれらの戦略を実際に実行に移すことができるのでしょうか」という疑問である。原住民族の地域社会が直面している幅広い問題、特に土地の問題として、法的に土地の所有が認められないことによる混乱と貧困などをあげることができる。

#### 4. 土地と原住民族法

土地は原住民族の地域社会が継続的に生き残っていくために極めて重要なものである。このことは、原住民族のほとんどが移動農業、動物の狩猟、籠やその他の森林の産物を収集して収入を得ることに依存していることからも理解できる。<sup>[10]</sup>原住民族にとって土地とそれに含まれるあらゆるものは、食料、収入、医療、燃料、そして彼らの存在にとって、あらゆる物質的需要を満たす主要な源泉である。その物質的な重要性の他に、土地には特別な社会的、宗教的な意味がある。それは彼らの社会関係を規定し、そして、その集団が社会の中に規定されるのは、土地の所有制を通してである。土地はまた、領地を定め、歴史、そしてあらゆるものの中でも最も重要な文化、民族としてのアイデンティティと密接に関連している。さらに、土地は地域社会に帰属しており、譲渡することができないものである。また、人は誰も他人からそれを譲り受ける権利を持っていない。」<sup>[11]</sup>というのが原住民族の先祖伝来の土地に対する考え方であった。

しかし、原住民族がこれまで守ってきた土地に関する規則と、新たな法律によって規定された土地に関する規定との間には大きな食い違いがある。1954年の原住民族法（1974年に法律第134号として修正）では、原住民族の土地について三つのカテゴリーに類型している。(a)原住民族の居住地（これは、原住民族が居住しているすべての土地）、(b)原住民族の領地（これは、原住民族によって定住される見込みはないが、行動できるすべての土地）、(c)原住民族の保護地（永久的に、その地域に強制的に居住させられるすべての土地）の三類型である。

最近、15,493haの伝統的な原住民族の土地が原住民族の保護地として発表された。これはマレーシア半島における667ヶ所の原住民族の村の総面積を表しており、本来の原住民族の土地の17%にすぎない<sup>[12]</sup>。残り

の83%は、マレー人の占有地であったり、森林保存地であったり、国立公園と州の土地に組み入れられ、原住民族が何ら権利を持ち得ない土地である。原住民族は、彼らが指定された保護地に移される以前から、長くこれらの土地に彼らは居住していた。つまり、国立公園または森林保存地として指定されたところはかつて原住民族が自由に生活できた土地である。土地の使用の転換と、これらの土地の再指定化が、原住民族の立場を優先することなく一方的に行われた<sup>[12]</sup>。

また、原住民族の保護地を発表するうえで、多くの時間を費やしたのには様々な理由が考えられる。発表する土地を明確にする管理上の問題、そのための調査費用、人手不足、関連部門のやる気のなさ、公的機関の業務の中でのこの問題に関する優先順位の低さ、そして政治的エリートや、政策決定者の中にある原住民族への共感の欠如といったものが、保護地を発表する歩みを妨げた。さらに重要なことには、原住民族に対して法的に確保される可能性があった多くの土地が、マレーシアの経済の発展や商業の活性化、またインフラの整備拡充の目的のために先に指定されたことである。

その結果、原住民族の保護地を発表するたびに、原住民族社会は大きな重荷を課せられることになった。彼らの伝統的な土地の多くが、政府の土地計画、地方自治体の土地機関、州の経済開発協同組合、鉱業計画、民間のプランテーション組織、また、高速道路、ゴルフ場、住宅や工業地、大学などのために転用されてしまった。原住民族は保護地のほかには、彼らの焼き畑農業のための土地が原住民族の土地として発表されてきていた。しかし、これらの土地の占有権は各州の行政によって認められたものだけに限られていた。

また、原住民族法（1954年）とは別に、原住民族は、すべての森林産物は州の財産であり、許可なくあらゆる森林産物を移動させたり、採取してはならないとする1984年の国有森林法など、原住民族の利益に逆行するような多くの法制度に従わされることになった。この法律は、生き残って行くために森林産物に依存しなければならない多くの原住民族にとって重大な意味を持っている。また同様に1960年の土地転換法では、（土地と鉱山において）採掘権を持つ者が、自らの意見で浸蝕の原因と思われるような森林や食物の破壊を禁止したり、それを防ぐ権限を持つこととされている。さらにこの法律は、原住民族の土地での森林の伐採や

その土地の回復を必要とする焼き畑農業を中断させるために採掘権者によって用いられた。

さらに重要なことには、原住民族の土地は政府の土地規約（1965年）のもとで、あらゆる土地の譲渡、あるいは賃貸が可能とされている。しかも、この規約はマレーシア半島におけるあらゆる土地問題に適用されるものであった。それはまさに、原住民族法（1954年）における土地の規定に取って代るように位置づけられている。原住民族の保護地が発表されないがために、このことは原住民族において重大な意味を持っている。土地規約のもとで、州当局は原住民族の領地でさえ、彼らへのどんな宣言をも取り消したり、変更したりする通知によって、権力を行使できるようになっている。簡単に言えば、原住民族は生活のための土地を確保することができず、長い間、立ち退きに対しての法的な保護のない現実のなかで生活しなければならなかった。

また立ち退きという状況において、原住民族には何らかの補償がなされるべきであるけれども、その立ち退き料に関しては州の自由裁量にまかされていた。原住民族の多くは十分な教育を受けておらず、たいていのケースにおいて、彼らは弁護士らのサービスを受ける余裕はなかった。たとえ彼らが弁護士団体などの無料法律相談の支援を受けるにしても、コミュニケーション、それを利用するためのアクセス、裁判所での判決を受けるまでに費やす時間など、法的に補償を訴え続けるための障害が多くある。1954年の原住民族法は、原住民族を彼らの保護地と領地に拘束すると共に、原住民族の権利に関して多くの制限をしている。Anthony Williams-Huntは、「この法律は原住民族が移動したり、土地の貸借、変更、売却、譲渡、抵当などに関して、原住民族を監督する者の同意なしに行なうことを禁止している。もし、監督者<sup>13)</sup>の同意がないまま、そのようなことがなされたとしても無効とされ効力をもたない。たとえそのことが原住民族に利益をもたらすとしてもである。」<sup>14)</sup>と論じている。提起されてきた問題に関連して、原住民族は自分たちの土地の所有者として法的に認められていないという事実をつきつけられ、そのような制限を課す論理のもとにおかれている。つまり、彼らは土地の所有において問題外として扱われている。

もし、原住民族のコミュニティがその保護地または領地内での移動や土地の相互交換などが認められるならば、無節操な個人や集団によって搾取されるかもし

れない原住民族の利益を、そのような禁止事項によって守られるべきであると考えられる。一方、そのような制限は原住民族に商業的な農業や養殖業を行ったり、あるいは関連当局の同意なしで他のマレー系住民と共に起業することなどを認めていない。かえってこのことは、より生産的になろうとする原住民族のコミュニティに対して、意欲を喚起させるものではない。そのことは自己信頼の精神を減退させ、事務管理部門（JHEOA）による「施し」に依存する傾向を増大させることになっている。この点において、原住民族コミュニティに対してなされる最低限のことは、マレー人の保護地のケースにおいてのように、土地の所有権の問題であると言える。そこでは所有者が自分たちの土地を、州の上級機関に認可を申請し処理することができる。個人、または地域としての土地の所有権は、不法占拠と原住民族の移住者の間違った移住と混乱を阻止するものとしても機能する。それはこのコミュニティのなかでの重要な関心事であった。

## 5. 不法占拠

発展の名のもとでの原住民族の土地への不法占拠と、そのことによる混乱は、土地に貪欲な州の行政府、連邦土地機関、そして政治的な関連を持ち、その支援体制をもった個人や自治体にとって、当然のことのようなものになってきた。原住民族の土地が連邦機関や州の行政府によって獲得される際に、原住民族は事務管理部門（JHEOA）のもとで、集団による一律の再集団移住計画（RPS：Rancangan Penempatan Semula）によって移させられている。

このような原住民族への不法占拠の古典的な事例が、Zawawi Ibrahim によって描かれている。それはPahang 州の中心にある Kedaik 村の再集団移住計画（RPS）がその最初のものであった。1990年 9月 6 日、虚飾と儀礼的な雰囲気のなかで、当時のマレーシア首相は公式に再集団移住計画で移させられた原住民族や、この国の多くの原住民族の指導者と会った。それが Pahang 州での最初のものであった。しかし、Kedaik 村の再集団移住計画は、不動産の不法占拠そのものであった。旧Kedaik村の原住民族は（Rompinの地区において）新たな生活を始めるために、新しい再集団移住計画（Kedaik村再集団移住計画）で移動しなければならなかった。1987年 6月 17 日に、Kedaik村再集団移住計画に対して割り当てられた新しい土地（約

1,746ha)は、原住民族法のもとで、原住民族の領地として告知されていたものだった。しかし、この日より以前の、1978年5月30日に、Rompin地区の行政区の土地当局は、すでに旧Kedaik村における総計280エーカーの領地におけるすずの鉱床を採掘するために、Pahang州の鉱山公社(Permodalan dan Perusahaan Pahang Berhad:州政府機関)に所有権を与えていた。原住民族は、自分たちはこの村から移動させられる必要はない、この公社によって得られた収入を分け与えられるべきでもあると主張した。事務管理部門(JHEOA)が原住民族のために仲介に入り、その公社が原住民族が新しい土地に再移住できるためのすべての費用を支払うべきであり、旧Kedaik村の居住者が受けた損失の補償金を支払うべきであると主張した。そして、原住民族はPahang州の知事に、さらにその後で内務大臣にそのことを訴えた。話を簡単にするならば、結局、Kedaik村の原住民族はいなくなった。彼らはその公社の分け前を受けることなく、新らたなKedaik村の再集団移住計画によって移動し出て行かなければならなかった。<sup>15)</sup>

原住民族の土地への不法占拠は、Selangor州のような特に開発の著しい州では激しいものである。なかでもKlang町、州都Shah Alam、そしてGombak地区においては不法占拠が著しかった。そして、非常に重大なケースの一つにSepang地区をあげることができる。ここは新しい国際空港の敷地である。Sepang地区とLabu地区における約800人のTemuan族(Proto-Malay民族グループのサブグループ)が、東南アジアの最も大きな空港のために土地を明け渡さなければならなかった。Kuala LumpurとDemasara地区の道路沿いにあるBukit Lanjan村のTemuan族がその次の犠牲になった。彼らは、再集団移住計画による影響を受け続けており、それはSelangor州政府によって承認されていた。

最近の事例としては、1999年3月のダムの建設に関連するもので、Selangor州で報告されている。Kuala Kubo Baru地区に予定されたダム(Kuala Lumpurから北へ40キロメートル)は、10億リングットの費用で建設される予定である。110メートルもの高さのダムは、337人のTemuan族が居住する二つの原住民族の村を含む、600haの原始林を水浸しにすることになっている。ダムはKuala LumpurとKlang地域への水を供給することが期待されている。それらの地域での水

の需要は年に9%づつ増大し、新しいダムが計画されている。政府は原住民族一家族について、その補償として新しい家屋と2haの土地、そして5,000リングットを提供してきた。しかし、原住民族の村人は、一家族について200万リングットを要求している。Selangor州政府の高官からの返答は非常に興味深いものである。彼は次のように回答した。「私たちは公正である。しかし、あなたたちを500万人を人質にして身の代金を要求する300人にさせることはできない。」(明らかに、Selangor州とKuala Lumpurにおける住民を引き合いに出し、原住民族の領地を包囲している)<sup>16)</sup>

その結果は興味深く待たれるところであるが、私たちの推測としてはダムの件は過去における原住民族においてなされてきた多くの不法占拠から判断されるように、はじめからわかりきった結論になるだろう。

Selangor州のような州政府が、この国の古くからの居住者である原住民族に対する不法占拠の最大の罪人であるように見える。このことは特に、土地が州の特権であるがためにそうなるのである。発展の名のもとに、自分たちの伝統的な土地をなくしていく原住民族は、「不法占拠が永続されること」によって傍らにおかれる単なる傍観者にすぎないのである。

## 6. 森林伐採

不法占拠によって土地の開発や森林の伐採がなされ、そのことが原住民族の生活や生活様式を破壊する上で大きな影響を及ぼした。第5次マレーシア計画のもとで(1986年—1990年)、政府は農業に対する新たな土地の開発を行うという積極的な政策を打ち出した。新たな土地開発は353,296haに及んでいる。これは第5次マレーシア計画の目標である、287,700haを超えるものである。連邦機関と州政府によって示された規模は、連邦土地開発局(FELDA)が175,745ha(49.7%)、州の開発計画160,000ha(45.3%)、そして合弁企業と民間セクター17,551ha(5%)であった。連邦土地開発局の新しい土地開発計画は、主にパームやし(88.3%)、ゴムの木(5.9%)、そしてカカオ(1.3%)の栽培のために計画された。州の土地開発計画は(これは全体の45.3%の新たな土地開発計画を説明した機関であるが)、当初の目標である93,700haを超え、160,000haもの規模に及んでいた。地域開発当局(DARA)、Jengka地域の開発局(JENGKA)、Johor、Tenggara地方局(KETENGAH)などは、原住民族の土地を不法占

拠し、永久所有権をもった主要な機関である。そのような開発のなかで森林の伐採は原住民族のより深い悲しみをもたらし、その一方で連邦、そして州の土地機関によって土地への強い欲求をかりたてた。

独立の前には、国土の約75%が原始林で覆われていた。そして1989年までにその原始林は約51%にまで減った。マレーシア半島の木材の生産は、1991年から1995年の間に、約850万立方メートルに及んだ。これは急激なペースでの伐採を示し、さらに重要なことには、原住民族コミュニティへのあまりにも大きな苦痛を強いる森林の伐採を表すものであった。森林の伐採は移動農業、森林産物の収集、狩猟に大きな影響を及ぼした。

鉱山の採掘や森林伐採会社による森林開発は、多くの原住民族の定住地の川を汚し、流れを変えてしまった。見境のない、使用されない木材や土の投げ捨てが川の上流域での流れを妨げ、下流域での乾いた川底を生み出した。このことによって、原住民族、特に奥地で生活する原住民族の川魚の棲家を破壊した。

土地計画、森林の伐採、そして鉱山の採掘による森林破壊と不法占拠が、原住民族コミュニティの生活と福祉に影響を及ぼすほかに、他の問題を生み出した。コミュニティが他の土地に移動させられたために、不法占拠は社会的な結びつきと伝統的な絆に影響を及ぼした。新たに移住へと追い立てられることが子どもへの教育に影響を与えていた。男たちは自分たちの移住地の外で労働者としての仕事を探すように強いられ、そのために自分たちの家族から分離させられるようになった。さらに重要なことには、不法占拠された原住民族は自分たちの民族としてのアイデンティティ、文化、そしてプライドと自尊感情をなくすことになった。そのような環境のもとで、彼らは自分たちの目的意識や生きていく方向性を見失い、それゆえに経済的、社会的な困難の苦痛のために、深く考えることさえなくしてしまった。

## 7. 摾取されたコミュニティとしての原住民族

原住民族社会はマレーシア半島（西マレーシア）において、おそらく最も搾取されたコミュニティである。不法占拠、強制移動、そして森林破壊のほかに、原住民族のコミュニティは土地の少ないマレー人、インド人、中国人、そして不法滞在のインドネシア人にまで、自分たちの伝統的な土地を侵略されるのに従わされて

きた。原住民族コミュニティへの侵入者は川の魚資源を枯渇させ、工場による汚染によって重要な魚の供給源を破壊した。つまり、毒物や化学物質によって原住民族の移住をすすめる流れが断ち切られた。MaranやRompin地区のような新しい町の近くのある原住民族の村は、これらの町のゴミ捨て場のようになり、病気や感染症に原住民族をさらすようになった<sup>17)</sup>。

中国人の雇用仲介人と行商人もまた原住民族を搾取した。中国人の雇用仲介人は数世代にわたって、石炭、籐、ジュルトン（Jelutong：テーブルや椅子を作る木材）、そしてニボンパーム（Nibong Palm：屋根を葺くための植物）を集めるために原住民族を雇用した。その代わりに、原住民族は金銭、物、米、その他日常の基本的な必需品を受け取った。またしばしば原住民族はこれらの行商人や雇用仲介人からの負債を負うようになった。中国人商人は原住民族に借金を勧め、もし原住民族が数年後に支払われないようならば、数世代にわたって負債による拘束を行った。原住民族はほとんど自分たちの負債を計算することができないために、彼らは数年間もごまかされたり、見とおしの立たない負債の返済をさせられた。その負債はしばしば親から息子に引き継がれ、時には原住民族の妻への性的権利までにも及んだ<sup>18)</sup>。ある中国人の農夫（彼は配偶者を持っているけれども）は、原住民族の土地を利用するため、原住民族の女性と結婚の契約をしている。自分たちの木材切り出し場において原住民族労働者を確保するために、原住民族の女性との結婚をする木材の仲介者の例もあった。無節操な農夫、森林開発業者、そして中国人雇用仲介人によるこれらの搾取によって、さらなる搾取をこのコミュニティに従わせるだけでなく、原住民族の女性の地位を失墜させた。

森林破壊、不法占拠、そして搾取は、必然的に少数者としての原住民族が、政治的に弱く、組織化されていないというところから生じる。部族、言語、領地、習慣、そして地理的孤立によって原住民族の集団としての凝集性は徐々に低下していった。彼らは連立政府内の民族政党に結びついているマレー人や、他の非マレー系住民のように、政治的基盤とネットワークを持っていない。マレー人はUMNO党といった、連立政府（Barisan）における指導的政党を通して、村、行政区、州、そして国レベルでの効果的な政治的ネットワークを確立した。Kelantan州においてさえ、そこでは野党、イスラム原理主義政党（PAP：Parti Islam Sa-Me-

layu)が大きな勢力を持っているが、村、行政区、そして州レベルでUMNO党には強いネットワークが存在している。したがって、草の根レベルで、村民は政党とのコミュニケーションの手段を確立し、自分たちの村を発展させ、進歩させるために圧力集団としての行動を行っている。

政治的な手応えの不足は、原住民族がこの国の中での様々な民族間の資源の割当てにおいて、あるいは政策の決定過程において、あらゆる役割を持ち得なかつたということを意味している。さらに、マレーシアの主要な民族の社会一経済的発展に対する政府の政策が優先され、原住民族の福祉は常に計画の最後に追いやりられている。彼らの脆弱な政治的位置づけのために、貧困化と発展の阻害を招き、原住民族には変化に向けての主体としてよりも、むしろ政府の「施し物」や「寛大さ」の受取人としての役割が強調されるようになった。したがって、原住民族の福祉は政府の「お世話する態度」にかかっており、その政府は原住民族コミュニティを社会・経済的な主流のなかに統合する政策に乗り出してきていている。この文脈のなかで、政府は(先にも述べたように)この責任を事務管理部門(JHEOA)に任せきってきている。

## 8. 原住民族と再集団移住計画

事務管理部門 (JHEOA) が行ってきたことのなかには、原住民族を社会の主流に統合するうえで、社会一経済的な目標を達成させるための二つのことがあるよう見える。その一つは、再集団移住計画 (RPS) と彼らの保健、教育対策の充実を通して、原住民族の経済的な地位を向上させることである。二つ目は、文化変容とイスラム化を通して、原住民族をマレー社会の主流に統合しようとする非公式的な政策である。

事務管理部門 (JHEOA) の再集団移住計画は、共産主義への対策を含むBrigg計画 (1950年：イギリス人Briggが行った中国人共産主義者の撲滅計画) や連邦開発公社 (FELDA) によって確立された、集団による移住計画に影響された。連邦開発公社の計画はマレーシアにおける新しい土地開発計画の中心にあった。まず、イギリスは1950年代に、マラヤ共産党 (MCP) から原住民族を引き離すために、集団による大規模な移住計画を導入した。数千人もの原住民族が共産主義者の運動に共鳴し、多くが共産主義者の暴徒らへのガイドや引率者として行動した。マラヤ共産党は共産主

義システムのもとで土地が与えられるという宣伝を通して、また、食料、医薬品、その他の供給物を原住民族に提供することによって彼らの支持を勝ち取ることができた。もし、原住民族が彼らの居住地の近くで彼らの生活基盤を支える共産主義者の暴徒を支援しないならば、マラヤ共産党の根深い報復を受けるのではないかと恐れていた。共産主義者の暴動を支援している原住民族の目に見えない役割を理解していたイギリスは、原住民族の安全を守りながら、森林の周辺の居住地に移住させることによって、マラヤ共産党と原住民族の関連を引き裂くことを決定した。この戦略は望ましい結果をもたらし、共産主義者は原住民族の大きな支援をなくした。

大規模な集団での移住計画は、マレーシア連邦における原住民族の長期管理政策に一致していたので、再集団移住計画として実行に移された。当時、再集団移住計画は原住民族の経済的、社会的向上を高めるための鍵となる要素として受け入れられた。この点では、連邦開発公社の実績が再集団移住計画の発展のための役割モデルとして利用されてきたようにも思える。連邦開発公社は、土地法1960年（原住民族の土地への不法占拠を可能にした法律）のものと設立されたのであるが、それはこの国の大きな土地移住計画の包括的な発展の枠組を提供した。

また、再集団移住計画は、点在して生活している原住民族を単に一ヶ所に集めて移住させるのとは異なっていた。再集団移住計画の例としては、原住民族に必要とされるソーシャルサービス、インフラ、そして彼らを支援可能とする開発資源を備え他土地で、彼らの元々の土地に近いところへの再移住が提案された。そこではゴムの木、カカオ、そしてパームやしのような農産物の収穫によって、新しい移住者に対して長期間の利益をもたらすことが盛り込まれた。初期の計画のものと、それぞれの原住民族の移住者は、6エーカーのパームやし栽培地、2エーカーの果実栽培地、そして0.25エーカーの土地への住居を割り当てられた。

この点において、再集団移住計画は連邦開発公社の計画とは異なっていた。連邦開発公社の計画が移住者のために、新たな土地を獲得し、用意したのに対し、再集団移住計画の計画は、そのほとんどが他の原住民族グループに属している土地に移すものであった。つまり、移住させられた地域はすでに他の原住民族の土地であった。そのために、再集団移住計画によってさ

らに、原住民族は再移住させられることになった。その再移住させられた原住民族の土地は、政府や州の土地機関、鉱山会社、そしてインフラと他の開発計画によって不法占拠した土地であった。一方、連邦開発公社の移住者（主に地方の地域から選ばれた人）への土地は不法占拠されたものではなかった。したがって、移住後の混乱もなかった。

最初の再集団移住計画は、政府によって、Titiwangsaaの近くのすべての原住民族の村がこの計画のもとに一つの場所に再移住されるべきであると決定した1977年に始まった。事務管理部門（JHEOA）は、第4次マレーシア計画（1981—1985）において、2億6,600万リンゲットの費用で24の再集団移住計画を実施する計画を1977年に公表した。1995年までに、事務管理部門（JHEOA）は17の再集団移住計画において2,979家族を再移住させた。1990年代の初期において、事務管理部門（JHEOA）はパームオイルのために154ha、そしてゴムの木栽培に758haの総面積数をもって、5つのパームやしとゴムの木の栽培計画を始めた。事務管理部門（JHEOA）と一緒に活動をしている連邦土地整理・回復局（FELCRA）とゴムの木小自作農開発局（RISDA）は、原住民族コミュニティに対してのプランテーション活動に取り組んだ。連邦土地整理・回復局は34のパームやし計画と約760haのゴム栽培を生み出した。また、ゴムの木小自作農開発局は約4,000haのゴムを栽培した。事務管理部門（JHEOA）は、2,400の原住民族に利益をもたらすような、バナナ、野菜、とうもろこしなどの栽培を勧めた。別の1,000の原住民族は、伐採されてまだ十分に育っていない森を整理するために小さな機械と道具を受け取った。

これらの原住民族への取り組みは、数千人ものマレー系住民の生活水準を引き上げるのに重要な役割を果たした大規模な農業や土地開発計画に比べてごく小規模なものである。第6次マレーシア計画期間（1991年—1995年）のマレー系住民への土地開発計画では、290,450haの新たな土地が開発され、一方305,420haの農地が回復され、主にパームやし、ゴムの木、カカオ、そしてパイナップルが栽培された。

再集団移住計画の生み出すものに対する主な論理的根拠は経済的な尺度だけであるように見える。インフラを整備するのに、より安価に、より効率的になされ、原住民族コミュニティに反対して行う再集団移住計画には、学校、診療所、スラウ（小さなイスラム教の祈

禱所）などのような社会施設を提供した。しかし、再集団移住計画のなかで、それらは単にばら撒かれ、機能していないようであった。同様に、パームやし、ゴムの木などのような作物を栽培するのに、より安く、より効率的に行われ、それらは個別に移住を行うのに比べて、集団で原住民族コミュニティを移動させるという点で、経済的に大きな頼りとなるものであった。教師、看護婦、介護者といった人材も新たに動員されることはほとんどなく、移住者のなかから効率的にそれらに用いられた。さらに、事務管理部門（JHEOA）は原住民族の活動をより綿密にモニターし、もし原住民族の移住者が集団で移されるならば、内部的にはより少ない投資で済むことになり、資源を節約することになった。学校の退学者数、世帯の所得、そしてその他の社会指標のような問題について、事務管理部門（JHEOA）と他の政府関連機関による情報収集は、集団で移住させられた原住民族コミュニティのなかだけで行われた。

権利侵害、侵入者、違法定住者、そして仲介者は再集団移住計画において最小限にとどめられた。それは事務管理部門（JHEOA）職員の監視的な目のもとにあったからである。この点において、事務管理部門（JHEOA）は再集団移住計画を行うことによって、来訪者や他のマレーシア人を監視していたということである。そこでは「許可の必要な地域」として取り扱っていた。再集団移住計画に関する調査を行うのに、JHEAOから大学が最初の許可を求めているということが興味深い。最終的に、JHEAOは再集団移住計画の限界の範囲内で、邪魔されず、より効果的に、積極的な宗教的活動（イスラム教）を行うことができた。

原住民族の観点から、再集団移住計画がもし効果的に実行されるならば、必要とされる社会機構や子どもたちへの教育を提供する以外にも、着実な収入源を彼らに提供できたであろう。原住民族はもっと生産的な耕作方法を学んだり、自分たちの計画を何とかやり遂げる能力を獲得することができたであろう。彼らは自分たちの生活条件を引き上げて行く過程においても、もっと自分を信頼するようになることもできたであろう。その計画は、原住民族のコミュニティが再集団移住計画の限られた領地のなかで、自分たちの文化的なアイデンティティと宗教的な実践を無くすことなく、経済的な進歩を達成することができると想定していたがゆえに魅力的であったようにも見えた。

理論的には、原材料（物質的）の獲得とより良い社会的な快適さが、これまでの自分たちの先祖の土地から追い出され、自分たちの伝統的な生活様式を諦めるという困難に打ち勝つためにも、再集団移住計画は原住民族のコミュニティにとって実行可能な提案であるように見えた。しかしそれとは反対に、その計画は始まりから問題をはらんでいた。

多くの再集団移住計画での新しい移住者の問題は、彼らが他の原住民族の伝統的な土地に移住させられたということに気づいた時に始まった。したがって、新しい居住地の付近での狩猟や籠の採集の権利といったような問題に関して、元々の居住者と新しい居住者との間に、葛藤が結果として起こった。以来、土地は原住民族にとって葛藤のもととなった。つまり、そのような葛藤が原住民族間の緊張を悪化させ、そのことによって原住民族の凝集性と統一を徐々に害するようになった。さらに、新たな居住者は、その計画を放棄したり、あるいは新しい土地での仕事をする動機を喪失させてしまった。さらに彼らはジレンマに陥った。彼らは新たな計画の中で自分たちの生活を再構築するのに集中できず、また、かといって自分たちの祖先の土地に帰ることもできなかった。もし事務管理部門（JHEOA）が再集団移住計画を行う前に、原住民族の伝統的な土地に関しての適切な調査を行っていたとするならば、そのような状況は避けることができたであろう。

最も重要な問題は根本的には土地の所有権に関する事であった。それらは個人の権利としては認められなかつたので、移住者は永久にその土地の所有を認められなかつた。収穫によって得た収入の一部を納めるように求められた、連邦開発公社の移住者と違って、事務管理部門（JHEOA）が、原住民族のための再集団移住計画の実施に際しての、すべての費用の責任を負ったことが唯一公正なことだった。しかし、もっと重大な問題はその土地に居られる期間が不明確ななかで、原住民族が別の再集団移住計画によって再移住させられたということである。

また、原住民族の移住者は、自分たちが不十分な利益や利便性しか受けられないで、一方的な計画のなかだけで動かされたということに気づいた。連邦開発公社の場合では、移住者は計画のなかで移動し、それに十分な利益があった。そこではパームやしのようなすぐに収穫のできる物が準備されていた。しかし、再

集団移住計画では、移住者を受ける入れる基本的な準備ができる前に、そしてその収穫される物が実際に収穫できる前に、移住者がそのような計画に移されるのが一般的であった。

Kedaik町の再集団移住計画の場合には、原住民族移住者に供給される水が準備されるのに4年間、パームやしを収穫する準備ができるまでに数年間の待機があった。その間に、原住民族の移住者は別のところで、労働者として雇用された。しかし、時間が過ぎるとともに、事務管理部門（JHEOA）に代わって、パームやしのプランテーションを開発することになった連邦土地整理。回復局は、インドネシアからより安価な違法労働者を利用する請負人を雇用した。果実のプランテーション農業までも、そのような請負人と契約をするようになった。その結果、多くの原住民族の移住者は近くの農地や木材置き場などで、労働者としての別の収入源を求めるよう強いられた。また、その他の者は藤を採集して収入を得るようだった<sup>19)</sup>。

プランテーション農業に関連する、管理、マーケティング、そして技術的な問題に関して、事務管理部門（JHEOA）が十分な技能や専門性を備えていたかどうかは疑わしい。事務管理部門（JHEOA）には、プランテーション農業での収穫と再集団移住計画からの生産物を販売するために必要なインフラを整備するのに財政的な限界がある。実際、予算の約3分の2が給料や俸給とその他の経費に用いられ、結果として大きな財政的な支出を必要とする再集団移住計画を発展させたり、維持したりするための予算はわずかしか残らなかった。

以上のことから、原住民族コミュニティは事務管理部門（JHEOA）によって進められた再集団移住計画からは、物質的、金銭的な利益を何ら受けることがなかつたということが示された。JHEOAの考えは実行可能のように見えるけれども、計画、実行、管理、技術的・資本的な投入に関して明らかに重要なことが欠けている。これらの計画を成功あるものにするには、計画から実行に至るまで、もっと専門的で統合されたアプローチが必要である。したがって、原住民族コミュニティの経済的な福祉水準を改善するための主要な方法としての再集団移住計画が大きな成果をもたらさなかつたというのは明らかである。再集団移住計画の中途半端な実施は、このコミュニティのトラウマをさらに強めるように思える。それは貧困、継続的な強制移住、社会による搾取などによってすでに従わされてき

ていることから言えることである。

### 註

- 1) アボリジニー族法1954年(Akta原住民族1954年)では原住民族の定義を、男親が原住民族であり、あるいはあった人で、原住民族の言葉を話し、習慣的に原住民族の生活様式と彼らの習慣、そして風習を踏襲している人々としている。この法律では、原住民族による子ども、あるいは原住民族の女性と別の民族の男性との間のあらゆる子どもも、原住民族として受けとめられた際には、どんな人にも適用された。Aboriginal People Act 1954, MDS Publishers Printers Sdn.Bhd,Kuala Lumpur, Malaysia.を参照。
- 2) The Proto Malayはマレー人とその家系的な関連はない。
- 3) 98,494人という人数、これは統計部門によって出されたもので、事務管理部門（JHEOA）によって出されている全体で92,529という数とは違っている。このくいちがいは、統計部門によって出された統計には都市や都市近郊の領域で生活している原住民族を含めているという事実のためにある。
- 4) 残っている9%の原住民族は都市の居住者である。
- 5) 言語的な分類によれば、それぞれの方言をもつ集団は、オーストローアジアの幅広い集団内の言語とアジアのオーストロネシア(太平洋南中部の島々)言語を表わしている。マレー語の辞書はあらゆるアジアの言語に吸収されている。にもかかわらず、それぞれのアジア言語の構造的な明確な違いは保存されてきている。Wazir Jahan Karim in Razha Rashid, Indigenous Minorities of Peninsular Malaysia, p. 22. 参照。
- 6) 原住民族人口に関しての1991年の国勢調査によれば、1.4%の原住民族が専門的、技術的、またそれに関連した労働者であると分類され、0.1%が管理的な地位に就いていた。さらには、1.4%が事務職とそれに関連した労働者として類型化された。第一のカテゴリー（例えば、専門職、技術

とその関連の労働者）のもとで、医療補助職、教師、そしてソーシャルワーカーもまた、専門職や半専門職とは別として含まれていた。

- 7) 事務管理部門（JHEOA）は大きなP. D. Rの方向性のもとで、イギリスマラヤにおける原住民族に関するアドバイザーであったWilliams Huntによる、原住民族の部門によって進められた。
- 8) Lim Heng Seng の2020年のビジョンに向けてを参照： Hasan Nat Norにおける法、正義と原住民族。Warga Pribumi menghadapi cabara Pembangunan, Kebangsaan大学Malaysia 1998, pp. 126–127.
- 9) 1990年において、事務管理部門（JHEOA）は Home Affairs省から地方開発省に移行した。
- 10) 土地の葛藤についてはRazha Rashid編集、「マレーシア半島の少数民族」(p. 36) のAnthony Williams-Hunt著「原住民族の先祖伝来の法と州政策」を参照。
- 11) もう一つ別の36,975haは、発表されるように認められてきた。一方、適用が83,786haに対してなされてきた。これらの適用のいくつかはほとんど40年前になされた。
- 12) Razha RashidなどにおけるAnthony Williams-Hunt Op. cit. p. 40を参照
- 13) コミッショナー（監督者）は事務管理部門（JHEOA）のジェネラル・ディレクターとつながっている。
- 14) Razha RashidなどにおけるAnthony Williams-Hunt Op. cit. p. 39–40を参照
- 15) Zawawi Ibrahimマレーシアの地方における地域開発計画とWarga Pribumi meghadapi cabaran Pembangunan, Hasan Mat Nor ed. Op. cit. pp. 164–170
- 16) Far Eastern Economic Review, April 8, 1999, pp. 44–45
- 17) Zawawi Ibrahimはこれらの例のいくつかを引用してきた。Zawawi Ibrahim in Hasan Mat Nor, ed. Op. cit. pp. 161–162参照
- 18) Wazir Khan Karim in Razha Rashid, (ed) Op. cit. p. 25
- 19) Wazir Jahan Karim in Rashid ed. Op. cit. p. 27. 参照